

富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」 試行要領

1 目的

建設現場を働きやすい環境 に改善することが、女性技術者等の活躍や若年者等の 入職の促進など、担い手の確保に繋がるものと期待できることから、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置する試行工事を実施するもの。

2 仮設トイレ種別の定義

(1) 仮設トイレ

従来の和式トイレのこと。

(2) 洋式トイレ

以下のア～ウ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易水洗）

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとる
こと]

(3) 快適トイレ

以下のア～コ全てを備えた仮設トイレのこと。

ア 洋式便座

イ 水洗機能（簡易）又は、し尿処理装置付き

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) [必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとる
こと]

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等) [二重ロックの備えがなくても容易に開かない
ことを製造者が説明出来るもの]

オ 照明設備（電源がなくても良いもの）

カ 衣類掛け等のフック付、又は荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）

ケ 鏡付きの洗面台

コ 便座除菌シート等の衛生用品

※国土交通省の快適トイレでは、「入口の目隠し」の設置を要件としているが、本県の快適トイレでは、強風に耐えられる「入口の目隠し」のレンタル品が市場にないことから、快適トイレの要件から除外している。受注者は独自に設置してもよいが、下記に示す和式トイレとの差額の対象とはしないものとする。

3 試行対象工事

予定価格 20 百万円以上の工事（特別仕様書にて明示する工事）を基本とし、受注者から希望があった場合に実施する。

（厳密に予定価格を限定するものではない。受注者の意欲にできるだけ応えるものとする。）

4 試行工事の実施

(1) 発注時

監督員は、後記「5 特別仕様書への記載例」を参考に、特別仕様書に「快適な仮設トイレの設置工事」であることを明示する。

(2) 契約後、受注者が希望する場合

受注者は「洋式トイレ」や「快適トイレ」の設置を希望する場合は、工事打合簿にトイレ種別及び基数を明示し、これに別添の「快適な仮設トイレのチェックシート」、「快適な仮設トイレ設置計画書」及び各トイレの要件がわかるパンフレット等を添付して協議する。

(3) 工事施工中

監督員は「快適な仮設トイレのチェックシート」及びパンフレット等に基づき、「洋式トイレ」や「快適トイレ」の現地確認を行う。

(4) 精算時

ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。

イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。

(ア) 「洋式トイレ」を設置した場合について

差額上限は 2,000 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 4,000 円／(2 基・月)とする。)

(イ) トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 43,000 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 86,000 円／(2 基・月)とする。)

(ウ) トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 21,000 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 42,000 円／(2 基・月)とする。)

ウ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 特別仕様書への記載例

特別仕様書には、次のとおり記載する。

第〇条 快適な仮設トイレの設置工事

1 本工事は、建設現場をより働きやすい環境に改善するため、受注者が希望すれば、快適に使用できる仮設トイレ（洋式トイレ・快適トイレ）を設置することができる工事である。

2 快適な仮設トイレの設置工事の実施にあたっては、「快適な仮設トイレの設置工事」試行要領によるものとする。この試行要領は、下記の富山県農林水産部農村

整備課のホームページから入手できる。

(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1602/kj00012136-016-01.html)

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。